

○森林組合法の一部を改正する法律の施行について

平成 17 年 7 月 15 日 17 林政経第 53 号
各都道府県知事
あて 林野庁長官
内閣府沖縄総合事務局長

森林組合法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）が、第 162 回国会において成立し、平成 17 年 6 月 17 日付けで公布され、同年 7 月 17 日から施行されることとなった。

また、これに伴い、森林組合法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 223 号。以下「改正施行令」という。）及び森林組合法施行規則の全部を改正する省令（平成 17 年農林水産省令第 82 号。以下「改正規則」という。）が公布され、同日から施行されることとなった。

改正法による改正後の森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号。以下「法」という。）その他関係法令の運用に当たっては、下記の点に留意し、その適正かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

近年、木材価格の著しい下落、木材需要の低迷、木材輸入量の増大等を背景として、林業の採算性の低下や森林所有者の世代交代、不在村化等から、小規模森林所有者を中心に経営意欲は減退しており、森林整備の停滞が懸念されている。

このような状況の下で、森林の有する多面的機能の持続的な発揮のためには、適切な森林整備の実施が不可欠となっており、特に、「気候変動枠組条約京都議定書」において我が国が約束した温暖化効果ガスの対 1990 年比 6%削減目標のうち、3.9%は森林による吸収で対応することとされており、森林の整備・保全が喫緊の課題となっているところである。

こうした中、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な実施に向けて、適正な森林の整備及び保全の推進を図るため、我が国の森林整備の中心的な役割を担う森林組合がその機能を十全に果たすことができるよう、森林組合について、森林施業の促進等の機能の強化を図るとともに、組織基盤の強化を図るための措置を講じることとされたものである。

第 2 森林組合の機能の強化のための措置

1 組合員等のニーズに対応した新たな事業展開

（1）事業範囲の拡充

ア 森林組合又は森林組合連合会（以下「森林組合等」という。）の行う事業として、組合員又は所属員が森林所有者である森林で教育の用に供するものの教育機能の増進に関する事業が追加された（法第 9 条第 2 項第 8 号の 2 及び第 101 条第 1 項第 10 号の 2）。

イ 近年、国民の環境意識の高揚を背景として、間伐体験や炭焼き体験等の森林をフィールドとした体験学習に取り組むボランティア団体が増加しつつあるほか、学校教育の場

でも、総合学習の時間や林間学校を通じた林業体験、森林学習等の森林における実習活動の取組が活発化するなど、森林の有する教育機能（自然への認識を深めるため、枝打ち等の林業体験、観察等の自然環境学習等の機会や場を提供する機能）に対するニーズが高まってきているところである。

このような中、教育活動における森林の積極的な利用を図ることにより、森林・林業に対する国民の理解を増進するとともに、林地や施設の利用料収入等を通じて組合員の利益の増進に資することが期待できることから、森林組合等においても、これらのニーズに対応して、組合員の森林の教育機能を増進させる事業を実施できるよう今般措置されたものである。

ウ これにより、具体的には、

（ア）間伐体験実習林、学習展示施設、炭焼き体験施設等の組合員の森林を利用した森林・林業体験学習施設の整備

（イ）森林組合職員のインストラクターとしての派遣や、教材の作成を通じた組合員の森林を利用した森林・林業体験学習の支援等を事業として実施できるようになった。

エ なお、事業範囲の拡充に当たっては、組合員に対して、その事業実施が組合の経営基盤の強化、組合員の利益の増進に資するものであること等を明確にし、組合員の意向を十分踏まえた上で行うようにする必要がある。

（２）員外利用制限の緩和

ア 森林組合等の事業について、政令で定める事業については、政令で定める額までの員外利用を認めることとされた（法第 9 条第 8 項ただし書及び法第 101 条第 7 項ただし書）。

イ 合併の進展等に伴う森林組合の組織規模の拡大等を背景として、今後一層、森林組合等の事業に対する新たなニーズが発生することが想定されることを踏まえ、これらのニーズに対応して弾力的に事業を指定し、員外利用制限を緩和することにより、組合員ニーズや社会的要請に迅速かつ的確に対応できるようにしておく必要があることから、政令で事業及び事業ごとの員外利用分量をきめ細かく指定して、組合員等の利便を阻害しない範囲内で員外利用制限を緩和可能とすることとしたものである。

ウ 具体的には、今回、その対象となる事業として、以下の（ア）から（ウ）までの事業が定められるとともに、員外利用の特例の上限を組合員等の利用する事業分量の額に 2 を乗じて得た額とされた（改正施行令による改正後の森林組合法施行令（昭和 53 年政令第 286 号。以下「施行令」という。）第 1 条及び第 4 条）。

（ア）法第 9 条第 1 項第 2 号（法第 101 条第 1 項第 1 号の 2）に掲げる事業のうち施業に係るもの（施行令第 1 条第 1 項第 1 号及び第 4 条第 1 項第 1 号）

〔趣旨〕

適切な森林整備を進める観点から、枝打ち、下刈り等の施業を適切に行うことは喫緊の課題となっており、高い施業能力を有する組合が近隣の施業能力の低い組合の地区の森林整備を実施することができるよう、森林の施業について員外利用制限の特例を措置するものである。

（イ）法第 9 条第 2 項第 3 号（法第 101 条第 1 項第 5 号）に掲げる事業のうち林産物を原材料とする燃料の販売に係るもの（施行令第 1 条第 1 項第 2 号及び第 4 条第 1 項第 2

号)

〔趣旨〕

間伐材等を原材料とするチップや木質ペレットの加工販売事業について、その原材料となる間伐材等の未利用の林地残材は、事業年度によっては組合員の所有森林からでは十分な量が確保できない場合もあることから、員外者の所有森林の林地残材や製材所の端材、木質建設廃材等の調達を通じた事業運営の安定化が図られるよう、木質バイオマス事業について員外利用制限の特例を措置するものである。なお、ここで規定する「販売」とは、単に製品の委託販売のみを指すのではなく、販売を目的として森林組合が行う木質ペレット等の運搬、加工又は保管を含む事業であることに留意されたい。

(ウ) 法第 9 条第 2 項第 14 号（法第 101 条第 1 項第 16 号）に掲げる事業（施行令第 1 条第 1 項第 3 号及び第 4 条第 1 項第 3 号）

〔趣旨〕

山村への I・J ターン者等の林業への新規就業を希望する者が増加する中で、これらの林業就業予定者に対して、林業作業の手順・方法の講習、機材の使用の実地指導等の林業技術指導や安全指導の充実を図るため、組合による教育・情報提供事業について員外利用制限の特例を措置するものである。

エ なお、指定森林組合に係る員外利用制限の特例（改正前の森林組合法第 9 条第 9 項及び第 101 条第 8 項）については、森林整備を促進するためには、特定の組合を指定するよりも、幅広い組合間でより自由に事業調整できるようにすることが有用と考えられること等を踏まえ、今回、上記（ア）の事業に係る員外利用制限の緩和措置や後述の一体的な整備のための販売事業等の員外利用制限の特例が措置されることを受けて、廃止された。

2 森林の一体的な整備のための販売事業等の員外利用制限の特例

- (1) 組合員が森林所有者である森林と一体的に整備することが必要であると認められる森林に係る森林所有者に、現行の委託を受けて行う森林施業等の事業（法第 9 条第 1 項）に加えて、森林施業と併せ行う木材販売等の事業（法第 9 条第 2 項第 3 号）及び森林施業計画作成の事業（法第 9 条第 2 項第 10 号）を利用させることができることとされた（法第 9 条第 9 項）。
- (2) 近年、我が国の森林資源は成熟し、収穫期に至る森林が増加してきており、木材販売と一体的に間伐、主伐のような森林施業を行うことが必要になってきている。このような状況において、一体的整備森林における森林施業の促進のためには、i) 伐採のみならず、伐採後に付加価値を付けて木材として販売する段階まで一連の事業として取り組むことが肝要であること、ii) 保育、伐採から木材販売、伐採後の植林までを一連の施業として計画的に実施していくため、一体的に森林施業計画を作成することが必要となってきたことから、員外者の所有森林を含めて、一体的に木材販売及び森林施業計画作成の事業を実施することができるよう措置されたものである。
- (3) 今回の措置により、施業の団地化によるロットの確保、伐採・育林コストの削減、地域材の有利販売等の効果が期待されるので、その効果を十分に発揮するため、組合員でない者も含めた森林所有者に対し、森林施業の実施を積極的に働きかけ、複数の所有者の施業を取りまとめることにより施業の団地化を進めるなど、森林組合による一体的な森林整備

の積極的な取組が進むよう指導されたい。

第3 組織基盤の強化のための措置

1 准組合員資格の拡充

- (1) 森林組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者に定款で定めるところにより准組合員資格を付与することとされた（法第27条第1項第5号）。
- (2) 近年、木材の地産地消に取り組む木材製造業者・中小工務店や森林整備・保全活動を行う都市住民等が増加してきており、これらの者の中で、例えば、
 - ア 森林組合から原木を継続的に購入するとともに、森林組合の乾燥施設を継続的に利用する木材製造業者
 - イ 県産材・地域材を利用して木造住宅を建築する「顔の見える家造り」の取組を通じて、森林組合から継続的に資材・器具を購入するとともに、森林組合の共同利用施設、例えば、プレカット施設などを継続的に利用する中小工務店
 - ウ 森林組合の地区内において植林等自発的な緑化活動を行う者で、器具の貸与、技術・安全指導、福利厚生施設の利用等森林組合の事業を継続的に利用している都市住民のように、森林組合から物資の供給又は役務の提供を継続的に受けている者を対象として、森林組合への参加を求めることができるようにすれば、これらの者の利便の向上と森林組合の事業運営の安定に資するとともに、組合員にとっても、川下の実需者等との連携を強化することが可能となり有効であると考えられることから、今般、准組合員資格の拡大が措置されたものである。
- (3) なお、准組合員資格を付与する者の具体的な範囲については、当該組合における事業の利用状況、組合員の意向等を踏まえ、それぞれの組合の実情に応じて判断する必要がある。

2 解散・合併手続の簡素化

- (1) 総代会において森林組合の解散又は合併の議決があった場合、理事は、組合員の投票に代えて、組合員へ当該議決の内容を通知しなければならないこととされるとともに、当該議決に関し、組合員（准組合員を除く。）であって解散又は合併に反対する者が総組合員（准組合員を除く。）の5分の1以上の同意を得て総会招集を請求した場合には、理事会は、総会招集を決しなければならないこととされた（法第65条の2第1項及び第2項）。
また、これに併せて、理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならないこととされた（法第65条の2第4項）。
さらに、当該総会において解散又は合併が承認されなかった場合には、総代会の議決は、その効力を失うこととされた（法第65条の2第5項）。
- (2) 近年、広域合併により、森林組合の組織規模の拡大が進展しつつあるが、一方で、多くの都道府県では、合併により誕生した大規模森林組合と合併に加わらなかった小規模森林組合が併存しており、今後、大規模組合と小規模組合との合併の進展が見込まれるところである。
しかしながら、大規模になった森林組合が再合併する場合の総代会後の組合員投票手続については、投票事務経費の負担増大等から、徐々に対応が困難となっており、その手続負担の緩和が大きな課題になっている。

そのため、組合員投票制度を組合員への通知制度に簡素化するとともに、従前と同様に、

組合員による直接的な意思決定の機会を保障するため、組合員の5分の1以上の解散又は合併反対者の同意により総会招集（臨時総会の招集請求（第59条第2項）の場合と同様）ができる旨の措置が講じられたものである。

- （3）このように、解散・合併手続の簡素化が図られたところであるが、総代会において解散又は合併の議決を行う場合には、事前に総代が中心となって集落単位の座談会を開催する等の方法によって組合員の意向を十分に把握するなど、組合員の意思を的確に反映できるようにする必要があることは、これまでと同様の取扱いであることに留意されたい。

また、合併に当たっては、組合員の意思を十分踏まえるとともに、市町村、森林組合系統とも連携しつつ、森林組合が十分な合併効果を生み出すことができるよう、合併後の事業計画について具体的な検討を行うよう指導されたい。

第4 適切な事業運営の確保のための措置

1 事業別損益を明らかにした書面等の作成及び通常総会への提出

- （1）森林組合等の理事は、事業年度ごとに、決算関係書類のほか、農林水産省令で定める事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書面（以下「事業別損益計算書」という。）を作成し、通常総会に提出しなければならないこととされた（法第50条の2第1項及び第109条第3項）。

また、事業別損益計算書を通常総会に提出するに当たっては、あらかじめ理事会の承認を受けなければならないこととされた（法第50条の2第2項及び第109条第3項）。

- （2）近年の木材価格の下落、木材需要の低下等により、組合運営の厳しさが増す中、今後の森林組合の運営に当たっては、赤字事業の廃止を含めて、事業内容の見直しを行っていくことが必要となっている。

このような中、事業の再編・強化に取り組むに当たり、組合員の理解を得ながら取組を進めていく必要があり、i) 各種事業の損益状況を組合員が正しく認識することが不可欠であること、ii) 合併の進展等による組合の組織・事業基盤の拡大に伴い、組合員が正確に組合の事業実施状況を把握することが困難になってきていること等を踏まえ、これまで以上に積極的に組合の経営状況に関して情報開示を行い、組合員の判断を仰ぐことが必要となっていることから、組合員等が森林組合等の経営状況を正確に把握するための判断材料として、事業ごとの損益状況を組合員に開示することとされたものである。

- （3）この場合の事業区分として、改正規則による改正後の森林組合法施行規則（以下「規則」という。）第10条において、

- ア 販売事業
- イ 共済事業
- ウ 林地処分事業
- エ 森林経営事業
- オ その他の事業

が定められ、施行日以後に開始する事業年度から、適用することとされた。

2 子会社等に対する行政庁の報告徴収・検査権限の付与

- （1）行政庁は、森林組合等が法令等を遵守しているかどうかを知るために特に必要があると認めるときは、当該森林組合等と「子会社その他の政令で定める特殊の関係のある者（以

下「子会社等」という。)」に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとされた（法第 110 条第 2 項から第 4 項まで）。

また、森林組合等の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときについても、同様に、行政庁は、子会社等の業務又は会計の状況を検査することができることとされた（法第 111 条第 5 項及び第 6 項）。

- (2) 森林組合等の業務や財産状況を正確に判断するためには、 i) 事業活動において密接に関係している子会社との業務・財産上の関係を見逃すことができないこと、 ii) 広域合併が進展する中で、一森林組合で森林組合連合会の総議決権の過半数を占め、当該森林組合が実質的に支配しているような森林組合連合会についても、子会社と同様に、森林組合連合会の財務の影響が当該森林組合にも及ぶことが想定されることから、森林組合等の適切な運営を確保するため、行政庁による適正な監督機能の確保と組合員等からの請求に基づく検査による森林組合等の内部けん制機能の強化を図ることを目的として措置されたものである。
- (3) なお、子会社等については、施行令第 7 条において、
 - ア 組合の子会社
 - イ 組合がその総会員の総議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有する森林組合連合会とされた。

第 5 その他

1 組合の事業に係る用語の適正化

- (1) 森林組合等が行う事業のうち、「施設」の用語を用いているものについて、人的施設を含めた事業活動全体を示す総合的な意味に用いられているものについては、その用語を「事業」に改める等の用語の適正化がなされた（法第 9 条ほか）。
- (2) なお、当該用語の適正化に伴い各規定が定める具体的な事業内容が変更されるものではなく、その取扱いは従前のとおりである。

2 総会議決事項の見直し

- (1) 総会の議決事項とされている「貸付金の利率の最高限度」について、当該議決事項から削除された（法第 61 条第 1 項及び第 107 条）。
- (2) 近年の金融自由化の進展の中、市中金利の変動が激しくなっており、森林組合等の貸付金の利率も、他の金融機関における貸付金利等を勘案して機動的・弾力的に設定していく必要があることから、措置されたものである。

3 軽微な事項に係る定款変更の届出制への移行

- (1) 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会の経営、組合員等の利便性等に影響を及ぼすおそれのない形式的かつ軽微な変更については、行政庁の実質的な審査を要するものではなく、行政庁の認可を定款変更の効力要件とする必要性は乏しいことから、「農林水産省令で定める軽微な事項」に係る定款変更については、行政庁の認可を不要とし、事後的な届出制に移行された（法第 61 条第 2 項及び第 4 項、第 100 条第 2 項並びに第 109 条第 3 項）。
- (2) この場合、「農林水産省令で定める軽微な事項」とは、規則第 12 条において、
 - ア 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の名称の変更
 - イ 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないも

のに限る。)に伴う規定の整理とされた。

- (3) なお、改正法の施行前に行われた軽微な事項に係る定款の変更の認可申請については、行政庁への届出とみなされることとされたので(改正法附則第 3 条)、改めて届出をする必要はない。

4 罰金額等の引上げ

- (1) 行政庁の報告徴収に対する報告拒否、検査の拒否等に係る罰金の額について、その上限額を「20 万円」から「50 万円」に引き上げるとともに、子会社等の代表者等による報告拒否等も罰則の対象とされた(法第 121 条)。
- (2) 組合の役員・清算人に科される過料の額について、その上限額を「20 万円」から「50 万円」に引き上げることとされた(法第 122 条)。